

鴻上市  
総合計画（仮称）策定方針



平成26年7月

企画政策課

## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成18年度からの10年間を計画期間とする「潟上市総合発展計画」に基づき、市の将来像「**生き生き かたがみ の夢づくり 一人ひとりが輝く ひとと環境に優しい田園都市**」を目指してまちづくりを推進してきました。計画期間も残り2年を切りましたが、ここ数年来、人口減少、少子高齢化や高度情報化、経済のグローバル化の進展に加え、地球規模での環境問題の顕在化等は、市民の暮らしに大きな影響を及ぼしています。また、行政改革、規制緩和、地方分権の推進をはじめとする制度改革等、行政を取り巻く状況も大きく変化しています。このような中で、今後、さらに厳しさを増す本市の財政状況を踏まえ、固有資源のブランド化を図るとともに、各種の政策課題に対して市民と行政との協力や役割分担による協働と連携の方策を探り、新しい時代にふさわしい誇りの持てる市の創造を図ることが重要であります。

平成23年5月に、基本構想の策定義務（改正前の地方自治法第2条第4項）が地方自治法から削除され、総合計画の策定義務はなくなりましたが、目指すべき市の将来像を描き、その実現に向けて実施する施策や事業の体系を示す計画の策定は依然として必要であると考えます。このことから、本市としては今後とも、各分野の行政計画の上位に位置づけるとともに、まちづくり全体また、各分野の基本的な方向性を明らかにすることを目的として、潟上市総合計画（仮称）（以下、「総合計画」という。）を策定します。

## 2 計画の構成と期間

総合計画の構成は、現計画と同様に「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層構造とします。

### 【基本構想】

本市の目指す将来像を示すとともに、それを実現するための施策の基本的方向を明らかにするものです。

計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

### 【基本計画】

基本構想に描かれたまちづくりを推進するための具体的な道筋を描くものであり、本市における行政計画の最上位計画となります。

社会経済情勢等の大きな変化に対応するため、基本構想の中間期に見直しを行います。

○前期基本計画 平成28年度～平成32年度〔5年間〕

○後期基本計画 平成33年度～平成37年度〔5年間〕 ※平成32年度に策定予定

### 【実施計画】

基本計画に掲げられている事業・施策を実施していくための年度計画となります。実施計画の期間は3年間とし、毎年度見直すローリング方式を採用します。

### 3 計画策定の視点

これまでの総合計画は、成長を前提とした拡大型の傾向が強いものでしたが、人口減少社会、また、厳しい財政状況下において策定する今回の計画は、より現実的かつ市民が未来への希望を持てることを念頭に置き、以下に掲げる事項に留意し、計画を策定します。

#### ① 社会情勢や政策課題の中長期的な環境予測に対応する視点

少子高齢化の進行による人口構造の変化や生活水準の向上に伴い多様化する価値観への対応等、これまでの成長型社会経済システムから成熟型社会経済システムへの転換が求められています。また、国と地方のあり方を見直す行財政改革が進行し、自己決定の原則のもと、地方の自主性、自立性を強化することが求められるなど、分権型社会が本格化しつつあります。

新たに策定する総合計画は、こうした社会経済情勢を展望しながら、より魅力的な市の創造を進めていくための指針とします。

#### ② 地域連携と市民参画の視点

「潟上市自治基本条例」に基づき、市民との対話・参画と協働の場を実現し、市民の共感を得ながら市民本位の視点に立った計画の策定を進めることが何よりも大切であります。また、多様化する政策課題に対応するためには、地域にある独自固有の資源をいかにして活用するかが極めて重要であります。

市の創造は、行政においてのみ計画し推進するものではないことから、市民と行政との役割分担等を明確にし、市の将来像の共有化を目指します。

#### ③ わかりやすい視点

市民にとってもわかりやすい内容や表現にするとともに、具体的な成果指標を設定し、進行管理の徹底と目標到達度の明確化を図ります。また、時代潮流への的確な対応、各種個別計画との整合性、実現可能な目標設定等、実効性のある総合計画となるよう取り組みます。

### 4 計画の策定体制

#### (1) 市民参画体制

##### ① 総合計画検討委員会

・総合計画案について検討するとともに、政策提案を行います。

##### ② 市民意向調査（アンケート調査）

・市の取り組みに対する評価や今後の重点施策に対する意識・要望等を把握し、計画策定に反映します。

### ③計画素案のパブリックコメント

- ・計画の素案を公表し広く市民に意見を求めます。

## (2) 庁内体制

### ①総合計画政策会議

- ・潟上市総合計画庁内策定体制に関する要綱に定める政策会議において、計画策定に係る総合計画策定委員会で調整した総合計画素案を審議し、必要な調整を加え総合計画案を決定します。

### ②総合計画策定委員会

- ・課長（課長待遇含む）で組織し、総合計画素案に関する協議を行います。

### ③基本計画素案作成部会

- ・各班長を中心に組織し、基本計画素案の作成及び資料収集を行います。

### ④事務局

- ・事務局は、企画政策課とします。

## 5 計画策定のフロー

- ・別紙1のとおり

## 6 計画策定の時期

- ・総合計画は、平成27年度末までに策定します。
- ・策定スケジュールは別紙2のとおり。

## 7 計画の決定

- ・基本構想及び基本計画は、議会の議決によって決定します。
- ・実施計画は総合計画政策会議において決定します。

## 8 計画策定経過等の公表

総合計画の概要及び策定過程における重要事項については、広報かたがみ及び市ホームページの掲載等利用可能な情報手段を用いて適時公表します。

## 9 その他

策定方針に定めるもののほか、計画策定に関し必要な事項は、別に定めます。